

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的
 - 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
 - ・保険給付及び付加給付の実施
 - 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
 - ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い
 - ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
 - ・第三者行為に係る損保会社等への求償
 - ・健保連の高額医療給付の共同事業
2. 保険料の徴収等に必要な利用目的
 - 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
 - ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
 - ・健康保険料の徴収
 - ・被扶養者の認定
 - ・健康保険被保険者証の発行
 - 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
 - ・被保険者等資格等のデータ処理の外部委託
3. 保健事業に必要な利用目的
 - 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
 - ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
 - 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
 - ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
 - ・医療機関への健診の委託
 - ・健診結果の事業者への提供
 - ・被保険者等への医療費通知
4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的
 - 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
 - ・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査
 - 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
 - ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
 - ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的
 - 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
 - ・医療費分析・疾病分析
 - 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
 - ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
6. その他
 - 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
 - ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
 - 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
 - ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
7. 特定個人情報
 - 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的
 - 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】
 - ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
 - ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
 - ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報

- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報